

# 唐津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱

令和5年4月1日

告示第115号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域の多様な主体による生活支援サービスと介護予防の取組を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるようにするため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、第1号訪問事業（唐津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第104号）第4条第1項第1号ア（ウ）及び（オ）に規定するサービスに限る。）及び第1号通所事業（同号イ（ウ）に規定するサービスに限る。）（以下これらを「住民主体サービス」という。）を実施する団体に対し補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）による。

(補助対象団体)

**第3条** 補助金の交付の対象となる団体は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 自治会等の地縁団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他公共の利益を目的とした団体であること。
- (2) 唐津市内に活動の拠点を有し、かつ、市内において活動を行っている団体であること。
- (3) 3人以上の市内在住の者で構成される団体であって、住民主体サービスの提供に従事する者（以下「従事者」という。）を確保していること。
- (4) 利用者への住民主体サービスの提供について、地域包括支援センター、唐津

市社会福祉協議会等の関連機関との連絡調整を行う者を配置していること。

(補助対象事業等)

**第4条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げる事業であって、生活支援コーディネーターと連携して実施するものとする。ただし、次のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関する事業
- (2) 営利事業又はこれに類する事業
- (3) 市から同一の目的で補助金交付を受けている事業

(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費であって、別表第2に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 施設整備の費用
- (2) 飲食等にかかる食糧費

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は前条の補助対象経費の総額に10分の10を乗じて得た額とし、補助金の限度額は別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、唐津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 従事者名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第8条** 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定する。

(決定の通知)

**第9条** 市長は、前条の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を唐津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更、休止又は廃止の承認の申請)

**第10条** 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の変更、休止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ唐津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）に第7条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、唐津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金変更通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実施)

**第11条** 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

(2) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

(3) 利用者に対する補助事業の実施により事故が発生した場合に、次のアからウまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

ア 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うこと。

イ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ウ 事故による賠償に備え、適切に保険に加入するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切に行うこと。

(4) 補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、当該補助事業の住民主体サービスの提供を希望する者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう連絡調整を図ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(定期報告書)

**第12条** 補助事業者は、唐津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金定期報告書（第5号様式）により、4月から9月までの実施状況にあつては9月30日までに、10月から翌年3月までの実施状況にあつては3月31日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

**第13条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、30日以内に唐津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も同様とする。

(1) 収支決算書

(2) 利用者名簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

**第14条** 市長は、前条の報告があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、唐津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備及び保管)

**第15条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

(補則)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度に実施する補助対象事業から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

サービスの種別	事業内容
地域支え合い通所型サービス	<p>運動、レクリエーション等の介護予防に資する活動</p> <p>※ 週に 1 回以上の開所で活動時間がおおむね 2 時間であること。</p> <p>※ 住民主体サービスの対象者（要支援者・事業対象者）の利用が 3 名以上であること。</p>
地域支え合い訪問型サービス	<p>掃除、洗濯、調理、薬の受取り等日常生活の困りごとに対する生活支援</p> <p>※ 住民主体サービスの対象者（要支援者・事業対象者）の利用が 3 名以上であること。</p>
地域支え合い移動型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院等をする場合における送迎前後の付添い支援</li> <li>・地域支え合い通所型サービスや市が実施する介護予防教室などにおける送迎を実施する場合の送迎</li> </ul> <p>※ 利用者負担金は、無償又は実費相当であること。</p> <p>※ 住民主体サービスの対象者（要支援者・事業対象者）が含まれていること。</p>

別表第 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	内 容
人件費	報酬、給料、賃金、共済費等（サービスの利用調整に係るものに限る。）
報償費	講師謝礼、ボランティア奨励金等
研修費	研修会受講料等
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、修繕費、修理費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費
使用料及び賃借料	家賃、自動車借上料、会場使用料等
備品購入費	机椅子類、収納整理用品類、電気・精密機器類

別表第 3 (第 6 条関係)

サービスの種別	補助金の限度額
地域支え合い通所型サービス	300,000円/年
地域支え合い訪問型サービス	200,000円/年
地域支え合い移動型サービス	400,000円/年